

事業主各位

埼玉県建設業健康保険組合
電話 048-864-9731

被扶養者認定基準（年収の壁）について

当組合の事業運営につきましては、平素よりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省による「年収の壁・支援強化パッケージプラン」が示されました。その中に被扶養者認定基準（年収）についても盛り込まれております。この被扶養者認定基準の一つである年収については、130万未満（※）であることが条件となっております。この基準に変更はありません。しかし今後の適用拡大に向けて、一時的な収入超過による超過についての対策（緩和条件）が示されておりますので、以下について周知をよろしくお願いいたします。

○収入超過しても引き続き被扶養者資格継続が認められる場合	×収入超過した場合、被扶養者の資格が認められない場合（被扶養者の削除届を提出）
・本来の年収は130万未満（※）であるが、 <u>パート先の人手不足による残業に應じてやむを得ず一時的に収入超過した場合（連続2年間まで）</u> （調査確認時に雇用契約書の写しとパート先事業主証明書の提出を求めます。）	・自分で収入を増やしたいために仕事を増やして収入超過した場合 ・フリーランス（個人事業主）などの場合 ・単発のアルバイトをして超えた場合 ・契約変更（労働時間増・昇給等）による場合（この場合は人手不足でも対象外）

（※60歳以上及び障害年金受給権者は180万未満）

この緩和策は、短時間適用拡大（年収106万の壁）及び壁を意識せずに働いていくことを社会全体で取り組みをしていくための一時的な取り扱いであり、健康保険被扶養者の年収基準そのものが緩和されたものではなく、無条件で収入超過が認められるものではありません。単なる収入超過は今までと同様に扶養削除届をご提出ください。

また、年収が基準内であっても、被保険者の収入の半分を超えると認定を認められないという別の収入要件もありますのでご注意ください。

ご不明な点については、適用担当までお問い合わせください。